平成２１年（フ）第５７４号
新潟県新潟市江南区曽野木１丁目１番３―538号
債務者　須田　玉枝
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８７号
新潟県新潟市西区五十嵐東２丁目１番78号
債務者　高橋　昌幸
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３号
新潟県新発田市小見295番地３、申立時の住所新潟県新発田市住吉町３丁目１番19号　大志館Ｉ206
債務者　熊倉　健治
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第７８号
新潟県村上市中川原団地１番53号
債務者　田島　久平
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１２１号
新潟県新発田市本町３丁目４番15号、前住所千葉県東金市東新宿６番地１　九十九ビル102
債務者　赤木　　剛
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１２９号
新潟県新発田市館野小路159番地
債務者　山口　純子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４６８号
石川県かほく市外日角１号４番地14
債務者　黒田　幸憲
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４７５号
金沢市光が丘１丁目70番地１　県営住宅75棟20号、従前の住所石川県石川郡野々市町野代３丁目148番地
債務者　野村　卓資
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４７９号
金沢市神宮寺２丁目８番３号、従前の住所石川県白山市笠間町657番地
債務者　タカミ住設こと　小西　孝史
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４９５号
金沢市鈴見台２丁目23番５号
債務者　川本　恭史
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４９７号
金沢市涌波２丁目12番６号、従前の住所金沢市窪３丁目415番地、従前々の住所石川県白山市倉光９丁目51番地
債務者　橋本　与一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２９号
石川県石川郡野々市町押野５丁目272番地　キャッスルマルキー204号、従前の住所石川県石川郡野々市町横宮町16番36号
債務者　富川　彰夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３８号
金沢市百坂町ニ50番地、従前の住所金沢市利屋町ム40番地116
債務者　梅本外装こと　梅本　晴史
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３３８２号
名古屋市守山区西川原町158番地　宝マンション新守山第３―801号
債務者　木下久子こと　新美　久子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４６号
名古屋市南区明円町331番地　グランドール明円103号
債務者　木村　潤一
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５７号
愛知県津島市常盤町１丁目16番地１
債務者　佐藤多美子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７６９号
愛知県東海市荒尾町小池118番地の１―８棟501号
債務者　小栗亜加音
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部